

# 公益社団法人富士五湖薬剤師会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人富士五湖薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県富士吉田市緑ヶ丘二丁目7番21号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、薬剤師の職能を発揮し、地域社会に対する薬剤の適正使用を図るための活動等を通じて医療及び公衆衛生の向上を図り、また救急医療事業に参画し地域社会の救急医療体制を確保することにより、地域住民の健全な生活環境の維持に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬剤師の職能及び資質向上に関する事業
- (2) 地域社会の救急医療体制の確保に関する事業
- (3) 薬学生の育成に関する事業
- (4) 地域住民に対する医薬品適正使用等の講演・相談・助言事業
- (5) 学校環境衛生に関する支援事業
- (6) 医薬分業推進に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、山梨県において行う。

(その他の事業)

第5条 この法人は、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) この法人の社員を対象とした共益に関する事業
- (2) 公益目的事業の推進に資するための収益事業

## 第3章 社員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の社員を置く。

- (1) 正社員 この法人の目的及び事業に賛同した薬剤師で富士五湖地域に住所又は

勤務場所を有する者、又は学識経験者等で理事会が承認した者。

(2) 準社員 この法人の目的及び事業に賛同した薬剤師。

(3) 賛助社員 この法人の事業を賛助するため入会した者。

2 前項の社員のうち正社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

（社員の資格の取得）

第7条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところによる入会申込書に所定事項を記入し、代表理事へ提出し理事会の承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になったとき及び毎年、社員は社員総会において別に定める額（以下「会費等」という。）を本会に支払う義務を負う。

（任意退社）

第9条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

（除名）

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項に該当する場合は、当該社員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 除名は、除名した社員にその旨を通知しなければ、これをもって当該社員に対抗することができない。

（社員資格の喪失）

第11条 前2条の場合のほか、社員は次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 第8条の支払義務を1年以上滞納し、催告を受けた日から30日以内に会費等を納入しないとき。

(2) 総正社員が同意したとき。

(3) 当該社員が死亡若しくは失踪宣告を受けたとき、又は所属団体が解散したとき。

（抛出金品の不返還）

第12条 既納の会費等及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第4章 社員総会

### (構成)

第13条 社員総会は、すべての正社員をもって構成する。

### (権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 不可欠特定財産の処分の承認
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎年度に1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総正社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

### (議長)

第17条 社員総会の議長は、その社員総会において出席した正社員の中から選出する。

### (議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正社員1名につき1個とする。

### (決議)

第19条 社員総会の決議は、総正社員の議決権の過半数を有する正社員が出席し、出席した当該正社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正社員の半数以上であって、総正社員の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) 不可欠特定財産の処分の承認

(6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定められた定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 社員総会に出席できない正社員は、予め通知された事項について他の正社員を代理人として委任状その他の代理権を証明する書面を代表理事に提出し、代理人により議決権を行使することができる。この場合においては、前3項の規定の適用については、当該正社員は社員総会へ出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び当該社員総会へ出席した代表理事は、前項の議事録に記名押印をする。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上8名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事、2名以内を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

4 この法人の理事の構成は、同一の親族、特定企業の関係者、その他特殊の関係にある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 この法人の監事には、この法人の理事及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、一般社団法人・財団法人法第67条により選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

#### (役員報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。

#### (取引制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

#### (責任免除)

第29条 この法人は、一般社団法人・財団法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第32条 理事会は、通常理事会として毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故あるときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会へ出席した議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 会計

(剰余金の分配)

第37条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、理事会の承認を受けた後、直近の社員総会において報告をしなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 委員会

(委員会)

第46条 この法人の事業を推進するために、委員会を設置する。

2 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

(設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議により任免する。
- 4 事務局の職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第48条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第49条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。



## 第13章 補 則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、古屋育雄とする
- 3 一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本定款の一部改定（第39条）は、平成24年5月26日より施行する。
- 5 本定款の一部改定（第6条）は、平成25年5月25日より施行する。